

豊川水防災サミット規約

(名称)

- 第 1 条 本会の名称は、豊川水防災サミット（以下「サミット」という。）とする。
本サミットは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会として設置する。

(目的)

- 第 2 条 サミットは、発生頻度の高い洪水から想定最大規模の洪水まで、発生頻度・被害規模が異なる洪水を考慮し、洪水から流域住民の命を守り、社会経済被害の最小化を目指す取組を沿川自治体、愛知県、気象庁、河川管理者が目標を共有し、ハード対策を着実に進めるとともにソフト対策を充実させる取組を協力して計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(サミットの構成)

- 第 3 条 サミットは、別表－1 に掲げる機関をもって構成する。
- 2 サミットの運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、サミット構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をサミットに求めることができる。

(幹事会の構成)

- 第 4 条 サミットの円滑な運営を行うため、サミットに幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表－2 の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(サミットの実施事項)

- 第 5 条 サミットにおいて実施する事項は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
 - 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
 - 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 - 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 サミットは、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、サミットに諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果をサミットへ報告することにより、公開と見なす。

(サミット資料等の公表)

第7条 サミットに提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、サミットの下を得て公表しないものとする。

2 サミットの議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 サミットの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、サミットの運営に関し必要な事項については、サミットで定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年7月12日から実施する。

本規約は、平成29年5月26日から実施する。

本規約は、平成30年5月 9日から実施する。

本規約は、令和 元年5月 9日から実施する。

本規約は、令和 4年6月30日から実施する。

本規約は、令和 6年5月7日から実施する。

本規約は、令和 7年5月7日から実施する。

別表－１ 豊川水防災サミット委員

関係機関	役 職
豊橋市	市 長
豊川市	市 長
新城市	市 長
愛知県 建設局	局 長
愛知県 防災安全局	局 長
愛知県 東三河建設事務所	所 長
愛知県 新城設楽建設事務所	所 長
防衛省 陸上自衛隊 豊川駐屯地	司 令
気象庁 名古屋地方気象台	台 長
独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所	所 長
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所	所 長

別表－２ 豊川水防災サミット幹事

関係機関	役 職
豊橋市	河川課長
	防災危機管理課長
豊川市	道路河川管理課課長
	危機管理課長
新城市	土木課長
	防災対策課長
愛知県 建設局	課長補佐
愛知県 防災安全局	課長補佐
愛知県 東三河建設事務所	維持管理課長
愛知県 新城設楽建設事務所	維持管理課長
防衛省 陸上自衛隊 豊川駐屯地	第6施設群 本部第2科長
気象庁 名古屋地方気象台	防災管理官
独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理 所	管理課長
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所	副所長（調査）